

○国土交通省告示第三百七十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第九項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので、同条第十項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一 馨

租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の五第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替（第二十六条の四第十九項の規定により読み替えられた同条第十八項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）を次のように定める。

- 1 令第26条の28の5第9項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替は、次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域の区分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）別表第1に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）がVI地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）であること。ただし

、次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（日本工業規格 A 9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格 A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

ア 窓の断熱性を高める工事（全ての居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表1－1に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表2－1に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

イ 窓の日射遮蔽性を高める工事（全ての居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、外気に接する窓の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。）が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表1－2に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表2－2に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

ウ 天井等の断熱性を高める工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）2に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表4-1に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）

エ 壁の断熱性を高める工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）に

よる低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 4 - 1 に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、断熱材の抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。以下同じ。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表 4 - 2 に掲げる基準値以上となるもの）をいう。以下同じ。）

オ 床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱

材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表4-1に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。)

別表1-1

地域の区分	I	II	III	IV	V
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)	2.33		3.49	4.65	
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。別表2-1において同じ。					

別表1-2

窓が面する方位	真北±30度の方位	0.60
	上記以外の方位	0.40

別表2-1

地域の	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの
-----	--------------	----------

区分		組合せ例
I 及び II	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに該当するもの</p> <p>イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率（単位 1 平方メートル1度につきワット。以下同じ。）が1.91以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの</p> <p>ニ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱</p>	<p>イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層12ミリメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 12ミリメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの</p> <p>ニ又はホの場合、低放射複層ガラス（空気層12ミリメートルの</p>

	<p>貫流率が2.08以下であるもの</p> <p>ホ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの</p>	<p>もの)又は三層複層ガラス(空気層各12ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>
<p>Ⅲ</p>	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの</p>	<p>イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具との二</p>

	<p>ニ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの</p> <p>ホ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの</p>	<p>重構造であるもの</p> <p>ニの場合、複層ガラス（空気層6ミリメートルのもの）入り建具であるもの</p> <p>ホの場合、ガラス単板2枚使用（中間空気層12ミリメートル以上のもの）、複層ガラス（空気層12ミリメートルのもの）又は低放射複層ガラス（空気層6ミリメートルのもの）入り建具であるもの</p>
IV及びV	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの</p>	<p>イの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板2枚使用（中間空気層12ミリメートル以</p>

	上のもの) 又は複層ガラス (空気層 6 ミリメートルのもの) 入り建具であるもの
1	ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R 3107 - 1998 (板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法) 又は日本工業規格 A 1420 - 1999 (建築用構成材の断熱性測定方法 - 校正熱箱法及び保護熱箱法) に定める測定方法によるものとする。
2	「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R 3106-1998 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。
3	「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

別表 2 - 2

方位	建具の種類若しくはその組合せ
真北 ± 30	一重構造の建具を使用した窓で、日射侵入率が 0.66 以下である遮熱複層ガラス

度の方位	又は遮熱低放射複層ガラスを有するもの
上記以外 の方位	一重構造の建具を使用した窓で、日射侵入率が0.43以下である遮熱複層ガラス 又は遮熱低放射複層ガラスを有するもの
<p>1 「日射侵入率」は、日本工業規格R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「遮熱複層ガラス」とは熱線吸収ガラス又は熱線反射ガラス等を使用して日射侵入率を低減した複層ガラスを、「熱線反射ガラス」とは日本工業規格R3221-2002（熱線反射ガラス）に定める日射熱遮蔽性による区分のうち2種及び3種に該当する熱線反射ガラスをいう。</p>	

別表3

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位	熱貫流率の基準値					
			地域の区分					
			I	II	III	IV	V	VI
鉄筋コンクリ ート造等の住	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	1.59

宅		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	
	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43
		壁		0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	1.76
		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54	
			その他の部分						
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	
その他の住宅		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
	床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34		
		その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48		
	土間床等の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53		
		その他の部分	0.53	0.53	0.76	0.76	0.76		

- 1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。
- 2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

別表4-1

住宅の種類	断熱材の 施工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メ ートル・度)
			地域の区分

			I	II	III	IV	V	VI	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	0.3
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	/
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	/
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0
		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3
		床	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	/
			その他の部分	/	/	/	/	/	
土間床等の外周部		外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	/	
		その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2		
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
		天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
桝組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
		木造、桝組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0
壁				2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
床	外気に接する部分			3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	
	その他の部分								
土間床等	外気に接する部分			3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	

	の外周部	その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
1	木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。							
2	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。							
3	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。							
4	一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。							
5	鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内断熱工法」とみなすことができるものとする。							
6	木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併							

用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「充填断熱工法」とみなすことができるものとする。

7 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

8 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450ミリメートル以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450ミリメートル以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

別表 4 - 2

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)
----	---------	--------------------	-------------------------------------

		無	断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨 梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
I	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
II	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	

		有り	1.27	2.22	0.72
Ⅲ、Ⅳ Ⅴ及び	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
Ⅵ	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。